

議案第 11 号

令和 6 年度鴨川市一般会計補正予算（第 6 号）

令和 6 年度鴨川市の一般会計補正予算（第 6 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 155,606 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 19,210,302 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 繰越明許費の追加及び変更は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加及び変更は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

令和 7 年 2 月 3 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 市税		4,362,719	△ 4,000	4,358,719
	1 市民税	1,696,500	12,000	1,708,500
	3 軽自動車税	121,400	2,000	123,400
	4 市たばこ税	258,000	△ 13,000	245,000
	6 入湯税	75,000	△ 5,000	70,000
11 地方交付税		4,853,651	193,536	5,047,187
	1 地方交付税	4,853,651	193,536	5,047,187
13 分担金及び負担金		30,971	△ 2,821	28,150
	1 分担金	10,276	△ 2,821	7,455
14 使用料及び手数料		736,852	△ 1,554	735,298
	1 使用料	465,438	△ 33	465,405
	2 手数料	213,958	△ 1,521	212,437
15 国庫支出金		2,000,962	195,525	2,196,487
	1 国庫負担金	1,189,267	52,758	1,242,025
	2 国庫補助金	800,686	142,767	943,453
16 県支出金		1,094,671	△ 4,745	1,089,926
	1 県負担金	594,222	6,607	600,829
	2 県補助金	371,386	△ 5,820	365,566

	3 委託金	129,063	△ 5,532	123,531
17 財産収入		15,869	495	16,364
	1 財産運用収入	9,989	227	10,216
	2 財産売却収入	5,880	268	6,148
18 寄附金		612,809	110,735	723,544
	1 寄附金	612,809	110,735	723,544
19 繰入金		1,428,483	△ 333,094	1,095,389
	2 基金繰入金	1,329,344	△ 333,094	996,250
21 諸収入		396,507	△ 6,971	389,536
	1 延滞金, 加算金及び過料	3,000	8,000	11,000
	2 市預金利子	24	728	752
	4 雑入	283,608	△ 15,699	267,909
22 市債		1,557,608	8,500	1,566,108
	1 市債	1,557,608	8,500	1,566,108
歳 入 合 計		19,054,696	155,606	19,210,302

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 議会費		188,669	△ 103	188,566
	1 議会費	188,669	△ 103	188,566
2 総務費		3,411,184	55,309	3,466,493
	1 総務管理費	2,965,594	61,615	3,027,209
	2 徴税費	193,968	△ 912	193,056
	3 戸籍住民基本台帳費	114,234	3,011	117,245
	4 選挙費	93,200	△ 5,401	87,799
	5 統計調査費	24,633	△ 3,004	21,629
3 民生費		6,455,505	198,791	6,654,296
	1 社会福祉費	3,532,438	168,757	3,701,195
	2 児童福祉費	2,387,276	△ 2,739	2,384,537
	3 生活保護費	522,310	32,758	555,068
	4 国民年金事務取扱費	11,546	15	11,561
4 衛生費		2,335,780	△ 45,937	2,289,843
	1 保健衛生費	483,163	△ 8,840	474,323
	2 清掃費	1,633,547	△ 37,097	1,596,450
6 農林水産業費		606,349	7,038	613,387
	1 農業費	458,586	39,489	498,075

	2 林業費	62, 981	△	4, 249	58, 732
	3 水産業費	84, 782	△	28, 202	56, 580
7 商工費		340, 706	△	627	340, 079
	1 商工費	340, 706	△	627	340, 079
8 土木費		810, 433	△	35, 318	775, 115
	1 土木管理費	154, 535	△	835	153, 700
	2 道路橋梁費	520, 193	△	25, 097	495, 096
	3 河川費	40, 828	△	2, 000	38, 828
	4 都市計画費	62, 139	△	3, 656	58, 483
	5 住宅費	32, 738	△	3, 730	29, 008
10 教育費		2, 098, 704	△	22, 552	2, 076, 152
	1 教育総務費	201, 598	△	1, 005	200, 593
	2 小学校費	248, 838	△	3, 111	245, 727
	3 中学校費	139, 497	△	3, 514	135, 983
	5 社会教育費	814, 835	△	5, 708	809, 127
	6 保健体育費	693, 936	△	9, 214	684, 722
12 公債費		1, 907, 950	△	995	1, 906, 955
	1 公債費	1, 907, 950	△	995	1, 906, 955
歳 出 合 計		19, 054, 696		155, 606	19, 210, 302

第2表 繰越明許費補正

追加

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	総合計画事業	330
		情報系システム維持管理事業	1,007
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務費	3,011
3 民生費	1 社会福祉費	物価高騰対応重点支援給付金支給事業（令和6年度 非課税世帯分）	18,242
4 衛生費	1 保健衛生費	出産・子育て応援事業	2,825
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産基盤の整備及び維持管理事業	1,575
		農業用ため池・ダム維持管理適正化事業	26,460
8 土木費	2 道路橋梁費	道路台帳整備事業	1,630
		狭隘道路整備事業	1,650
		道路メンテナンス事業	72,700

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋梁費	市道整備事業	23,216
	3 河川費	河川維持補修事業	7,860
	4 都市計画費	公園維持管理事業	17,291

変更 (単位 千円)

款	項	変 更 前		変 更 後	
		事 業 名	金 額	事 業 名	金 額
8 土木費	2 道路橋梁費	道路橋梁維持補修事業	15,000	道路橋梁維持補修事業	47,000
		社会資本整備総合交付金事業	51,627	社会資本整備総合交付金事業	55,426

第 3 表 債務負担行為補正

追加		(単位 千円)
事	項	期 間
		限 度 額
千葉県自治体情報セキュリティクラウド運用保守委託料		自 令和 6 年度 至 令和 7 年度
		23

変更

(単位 千円)

事 項	変 更 前		変 更 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
健康診断、予防接種その他健康管理等 業務に係る委託料	自 令和6年度	76,355	自 令和6年度	84,317
	至 令和7年度		至 令和7年度	

第4表 地方債補正

追加

(単位 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
水利施設等保全高度化事業（補正予算債分）	26,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金についてはその融通条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により、据置期間及び償還期限の短縮、繰上償還並びに低利債への借換えをすることができる。
ほ場整備事業（補正予算債分）	1,300			
計	27,700			

変更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の 方 法	利率	償還の方法	限度額	起債の 方 法	利率	償還の 方 法
基幹水利施設整備事業	31,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0% 以内(ただし、利率見 直し方式で 借り入れる 資金につい て、利率の 見直しを 行った後 においては、 当該見直し 後の利率)	政府資金及び地方 公共団体金融機構資 金についてはその融 通条件により、銀行 その他の場合にはそ の債権者と協定する ものによる。 ただし、市財政の 都合により、据置期 間及び償還期限の短 縮、繰上償還並びに 低利債への借換えを することができる。	33,500	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
林道整備事業	11,900				8,600			
漁港整備事業	24,700				13,900			
道路メンテナンス事業	32,400				27,500			
急傾斜地崩壊対策事業	1,800				0			
小学校施設改修事業	26,100				25,600			
計	128,300				109,100			